

農林省農家經濟調査の沿革

——主として調査方法の變更に就いて

稻 葉 泰 三

緒 言 目 次

、大正十年以前の調査概要

(一) 農商務省農事試験場技術師齋藤万吉氏の調査

(二) 大正二年—大正四年の調査(帝國農會調査)

- 二、大正十年—大正十二年の調査(第一期)
 三、大正十三年—昭和五年の調査(第二期)
 四、昭和六年—昭和十六年の調査(第三期)
 五、昭和十七年—現在の調査(第四期)
 六、結 言

緒 言

農林省は大正十年以來、毎年、「農家經濟調査」を實施してゐる。その沿革は屢々帝國農會報等で紹介された。然し其調査方法の變更に關する限り充分とは云えぬ。調査事項の概念規定に變更がなくても、調査方法が異なれば、具體的に出て來る答が異なる場合もあり得る。これは資料利用上知つて置かねばならぬことである。

一般に官廳の調査は行政上の必要から生れ、必要に應じて變更されるのが常である。然し或期間を経過すると、その資料から何か本質的なものを捕えようとする希望も起る。こうなると行政上の必要にも不拘、これとは無關係に科

學的な方法で調査することの必要が感じられるようになる。この調査は今丁度この段階にあるように思われる。最近漸く獨立の經費が認められ、行政官廳たる農政局から當研究所に移管されるまで所管課を變えること五回、調査方法の變更は大きなものだけで三回に及び、其の根本的な研究が要望されていた。終戦後この調査の整備擴充が要望され、愈々其の必要が痛感されるに至つた。然しこの整備擴充は從來の如く、單に記帳形式を變更したり、調査農家の選定標準を作文するだけでは達成されない。最も適當な調査機關を創ることが先決要件である。斯る理由で近く地方に下部機構を持たぬ當研究所から下部機構を持つ統計調査局へ移管されることとなつた。近く過去の狭い立場から解放されて自由な、科學的方法で調査されることにならう。この際過去の變遷を纏めて置くことも無駄ではないと思ふ。

以上のような心組で本問題を取扱つて見た。然し資料散逸の爲専ら自己の記憶に依つたので誤謬獨斷が無數にあることと思ふ。

一、大正十年以前の調査概要

農家經濟に關する調査は、其の總てが簿記調査ではないが、相當古くからあつた。之等は其の後の調査の有力な參考となつたのでその主なるものに就いて概略を記する。

農家經濟は、明治維新以來、其の生産の仕方及規模においては大きな變化を見ないが、其の性格においては家族的封鎖經濟から商品生産經濟へと大なる變化を見た。すなわち農家經濟への貨幣の浸透である。農業問題の多くは斯る農家經濟の變化の過程における新舊兩面の矛盾の發露であつて、之が解決には農家經濟の實態を把握して其の矛盾を

明にする必要がある。農家經濟調査はこの理由から實施されたもので其の沿革は可なり古い。本省がこの調査に着手したのは明治二十年代であつた。

(註) 明治二十年代から大正の初にかけて中央でも地方でも農業、農村に關して各種の調査を行った。明治二十年前後は不換紙幣整理に因る農村不況対策の爲もあり、當時公表された興業意見に基く政府の推進と相俟つて各種の調査が開始された。之等の調査は大別して三種となる。其の一は各作物を對象とするもので其の生産費又は收支を調査するもの、其の二は村全體を對象として其の生産消費の狀況を調査するもの、其の三は農家を對象とするもの即ち農家經濟調査である。第一に屬するものとしては前田正名氏の農事調査(明治二十三年頃)、帝國農會の米の調査(明治三十五年)、石川翁の適産調査、農學會を中心とする生産費調査會の調査(明治四十三年頃)があり、第二に屬するものは村是調査として各地で行われた。農家經濟調査は調査が困難な爲か甚だ少ない。(昭和十五年三月帝國農會報第三十卷第三號參照)

一、農商務省農事試驗場技師齋藤萬吉氏の調査

同氏が全國數十個村(後述)百數十戸に就き聴取調査を行ったもので、併せて農村事情調査も行つてゐる。簿記調査が可能となる爲には農家が何等かの形で記帳しているか、少くとも記帳能力がなければならぬ。従てこの種の調査には常に農家の記帳能力が問題であり、調査の初期にあつては聴取調査から始められるのが常である。この調査は明治二十三年、同三十一年、同四十一年、同四十四年、大正元年及大正四年の狀況を調査(原則として同一農家)したのであるが、大正十年本省が新に農家經濟調査を開始するに當り、「其の後の農家の變遷を知り併せて新調査の結果の利用上の參考に資する」ため農務局長をして大正九年の事實を調査せしめ以後之を中止した。

この調査の調査農家所在村數及調査事項は次の通であるが、農家戸數が明でない。

(木) 調査農家所在村數

東北地方 五(宮城二、秋田二、福島二)

關東地方 三(埼玉二、茨城二)

北陸地方 三(富山二、新潟二)

東海地方 二(靜岡一、愛知二)

關西地方 五(滋賀二、京都一、大阪二)

中國地方 六(島根二、廣島四)

四國地方 一(香川)

九州地方 三(福岡二、熊本二)

以上二十八ヶ村は明治二十三年以降調査繼續

東北地方 一(宮城)

關東地方 二(埼玉一、茨城一)

北陸地方 三(富山一、新潟一、福井二)

關西地方 三(滋賀一、京都一、大阪二)

中國地方 一(島根)

四國地方 一(香川)

九州地方 二(宮崎二)

以上九ヶ村は大正元年、四年及九年調査

(ロ) 調査農家

自作農、小作農及地主であるが戸數不明。

(ハ) 調査事項

家の概況と家計である。家計は収入及支出に分かれるが、農業經營を特に抽出せず、家全體を調査の對象としてゐる。

家の概況として調査している事項は田畑所有面積、耕作面積、其の他の土地面積、建物の建坪、家族員數、雇人數、役畜數等て生産の基礎事項と米一石當價格を調査している。

収入は自作收穫米、麥、普通畑作、園藝、飼畜、養蠶、特用作物等の農業収入、山林收入、田畑小作米收入、貸金の利子、勞賃收入及釋收入に分けて調査し、支出は飲食料品(米、麥、鹽、醬油、味噌、酒、魚類其の他購入品)、田畑小作料(米)、租稅公課、買肥其の他農業經營費、衣類、住宅修繕費、備品什器費、薪炭油類、教育費、交際費、常雇人給、負債利子、社寺等の喜捨其の他寄附金等に分けて調査した。尋問調査であるから之等の事項は物の動き又は慣行を中心として分類されている。

この調査の著しい特徴は農家に地主を含めたことである。之は明治二十年代は未だ地主が農村に於て政治上重要な地位を占め、米價の維持、地租輕減が當時の農村問題の中心であつたことを示すものであらう。

なおこの調査は農村事情調査を行つてゐるが、これはそれだけで獨立の調査ではあるが、右經濟調査の結果の判斷資料としての意味があるものと思われる。すなわち聴取調査は調査者自ら記録するものではあるが、斯る事項に對し比較的正確に回答し得る者は矢張り優秀な農家でなければならぬ。從つて調査した農家が全體の農家の如何なる階層を

代表するものであるかを確める必要があるからである。而して其の調査事項は土地（地種地目別）面積及法定地價、一戸當土地面積、人口、田畑出入關係、地價、所有面積の廣狹別地主戸數、耕地面積の廣狹別農家戸數、農地負擔、農家の負債、金利、貸金、貯金等であつた。之は其の後の調査の概況調査に當る。

（註）明治時代の農家經濟調査は右の外京都府農會が實施した例があることは副業課の調査でも明であるが、資料散逸の爲之を記し得ない。

二、大正二年—大正四年の調査（帝國農會調査）

本省が帝國農會に補助金を交付して實施せしめたもので、我國における全國的簿記調査の最初のものである。然し三ヶ年で中止された。

明治中期以降農産物の價格騰貴、反當收量の増加等に因り農家經濟も或程度好轉したのであるが、其の經營は依然として家族勞働を主とする過小經營で生産性低く、次第に増加する缺狀價格、物納小作料の不合理性等の爲に明治末期においては再び農村不況の聲を聴くに至つた。之に伴い農業に關する調査も進歩し、一般的なものには農林統計又は農事統計として或程度整備され、作物に關する調査も、主として米に就てではあるが、生産費調査として可なり活潑に行われていた。然し農家經濟に關しては、其の調査の困難にも因るが、直接耕作農家の地位が充分認識されなかつた爲に餘り問題とならなかつた。然るに農村問題が米價の維持、負擔軽減と云うような地主的問題から缺狀價格、小作料と云うような農業と他産業、地主と小作人間の問題となると直接耕作者たる農家の經濟を知ることが問題となる。又農家自身も自己の經濟と市場との關係に就き注目するに至り、或程度の記帳を行う者も現われ、調査の可能性も發生する。斯くて明治の末期には簿記に依る農家經濟調査を實施した府縣農會もあつた。京都府農會が明治四十四

年以降五年間にわたり府下二十二戸の農家に就いて調査したものは最も有名である。然し其の數甚だ少く、又縣に依り調査の基準を異にし、全國農家の狀況を知る資料としては不充分であつた。茲において統一ある方法を以て全國的に調査する必要を認め、實施したのがこの調査である。この調査は其の後の調査の模範となつた許りでなく、其の調査上の經驗は總ての點で貴重な參考となつた。それで稍詳細に述べ度いと思ふ。

(4) 調査機構

(1) 調査委員會

帝國農會に調査上必要な諸般の事項を決定する機關として調査委員會を設置した。

委員會の主なる問題は簿記様式の決定にあつたようである。當時は經濟調査の名にとらわれ、經濟に關することは一切調査するものの如く考えられたので、要求される資料が多く、之と農家の記帳能力とを如何に調和させるかが大きな問題であつたのである。

(註) (一) 委員の主なる者は横井時敬、齋藤萬吉、三松武夫、伊藤伸藏、有働良夫、佐藤寛次、石黒忠篤の諸氏であつた。

(二) 米穀法に基く米生産費調査施行方法が決定された年の農家經濟調査主任協議會に於て石黒局長は農家經濟調査の沿革を述べられ、調査主任の經擧を訓められたことがあつた。其の中に調査方法を決定する爲に之等の委員が三日三晩殆ど徹夜で論議したと云う一節があつた。このときの會議録も今は散逸している。

(2) 調査實施機關

帝國農會及府縣農會が之に當つた。府縣農會が農家の選定、記帳の指導及報告の任に當り、帝國農會において其の報告を點檢、整理決算の上集計した。所謂中央集查の方法をとり、之が爲帝國農會は佐藤委員を主任として數名の囑託員(大正三年より同八年迄約五年間に七名の囑託員が置かれたが平均在職年數二年で實際常置員は二、三名に過ぎ

なかつた)より成る特別の機關を設置した。然し府縣農會には別に機關を設けず、調査開始に當り實地調査を指導監督すべき役職員を召集して記帳方法や農業經濟に關する打合會兼講習會を行つたに過ぎなかつた。中央機關の貧弱と地方職員の訓練不足はこの調査が僅か三年にして中止された大きな原因である。

(註) 講習は五日か一週間續いたが、其の結果は、率直に云えば當時の技術者には經濟とか特に筆記に關する知識や經驗が全くなく、講師も理論は兎に角實際の知識に乏しくうやむやの内に終つたと云うのが真相である。(岡田溫氏談)

(ロ) 調査地域及調査農家

地域は北海道及沖繩縣を除く全國の豫定であつたが東北地方では青森、岩手及宮城、關東地方では神奈川、九州地方では宮崎の諸縣が最切から脱落し、他の府縣にも年に依り脱落したものが多數あつた。

調査農家は當該地方の普通農家とし、其の數は二郡に一戸の割合とし、半數は米麥を主とする者、他の半數は養蠶、園藝、養畜又は農産製造と云うが如き特殊農家の中から選定した。所謂普通農家に就ては特別に規定はなく、東北地方では二町前後乃至三町前後、近畿又は中國地方では一町歩前後乃至一町五反前後と云う程度で、府縣農會が適宜選定したものである。又自小作別に就ては數については性質についても何等制限がない。これがこの調査の特徴をなすもので其の詳細は後に述べる。

(ハ) 調査事項及其の調査方法

調査成績書に掲載された調査事項は次の如きものであつた。

- 1 農業用土地面積。年度始現在の土地で農業用に供されたもの、之を田、畑、宅地林野其他別、所有、借入別に分つ。宅地は其半を農業用とし、他家事用と看做した。

2 農業用總財産。年度始現在の農家の所有又は占有する財産中農業用に供されるものである。之を資産及負債に分つ。資産は之を農へ資本と云い更に土地、建物及土地改良、植物、動物、農具、現物及現金に分つ。負債は之を借入小作地及其他の負債に分つ。

財産の農業と農業以外の所屬區分に関する詳細な規定は不明であるが、調査成績書の説明に依れば宅地は其の半を、建物并戸等にして農業以外にも使用されると推定されるものは宅地と同じく其の半を農業資本と看做し、現物は白米、木炭の如き家事貯藏消費物は總て之を農業以外とし、現金は其の總額を農業資本、貯金、有價證券等は總て之を農業以外とし、負債は記帳から推定して其の所屬を定めた。

(註) 右に依つて明な如くこの調査は負債権其の他に基いて他人所有の固定財産を占有し使用収益してゐる場合之を自己の資産と看做してゐる。これがこの調査の特徴の一つで、後述の農業純生産の調査と關係を持つものである。

3 農業純資産。農業資産より農業負債を控除した殘額である。

4 農業以外の財産。農業に供されない一切の財産で、之を資産及負債に分つ。資産は之を土地及其他の資産に分つ。又純資産を調査すること農業用財産に同じ。

5 農業總収益。農家が農業經營の結果として一事業年度内に收得した物の總價額で、次の方法で算出した。

(甲) 生産物收入額

I 販賣額、II 家事仕向額、III 小作米支拂額、IV 其他仕向額、V 年度始現在に對する年度末現在現物増價額

(乙) 助植物増價額

(丙) 特別收入額 (農業用牛馬の貸貸社の如きもの)

(甲)+(乙)+(丙) = 農業總収益

〔註〕〔甲〕IV其の他仕向額には所謂中間生産物を含まない。

6 農業經營費。農業總収益を得る爲に支出した原料、人夫賃（自家労働報酬を含む）、資本の維持費、保険料、租税公課の總額である。生産物で直接農業經營に使用された所謂中間生産物は之を含まない。

製造總額の算出方法は次の如くである。

(甲) 現金支拂高

(1) 租税及公課 (2) 土地改良修繕費、(3) 建物修繕及保険料、(4) 器具維持費、(5) 現物購入代、(6) 労賃支拂高、(7) 家畜手當費、(8) 其他

(乙) 現物支拂高

(1) 農業以外生産物及收得物、(2) 繰越購入品、(3) 繰越農民生産物、(4) 建物並に土地改良材料、(5) 雇人に支給した現物

(丙) 資本の減價

(1) 土地改良資本の減價、(2) 建物資本の減價、(3) 農具資本の減價、(4) 植物資本の減價、(5) 動物資本の減價 (6) 農場産現物資本の減價

(丁) 家族及手傭人労働報酬

(比) 其他

(1) 雇人賠償、(2) 借入地に對し地主と假定したる場合支拂うべき租税公課

$$:(甲)+(乙)+(丙)+(丁)+(戊) = \text{農業總收益}$$

但し購入現物の残額及轉賣したもののある場合は之を差引き、又農業以外に分擔せしむべき費用があれば當然之を差引く。勞賃及賄費は當時の事情を參酌して全國一律に之を定めた。

(註) 農業總收益の算式と農業經營費の算式とを比較して見ると農業總收益の甲、(V)年度始現在に對する年度末現在現物増價額と農業經營費乙、(2)繰越農業生産物及丙の(6)農場產現物資本の減價との關係が明でない。總収入Vの現物と經營費乙の(2)及丙の(6)の現物と同性質のものであることは其の算法から見て明である。さうだとすると繰越品はVに於て既に控除されてゐるから經營費乙の(2)に計上する必要はないこととなる。佐藤博士著「農家の簿記」之は同氏が本調査總當職員の爲に參考書著作の約束を爲されそれを履行されたものであるが、その農業總收益の算式には前記Vに相當するものがなく「未販賣現物」と「現物資本の増價」(之は前記經營費乙の(6)の現物資本に同じ)が計上され「年度始現在未販賣現物は總收益に含まない」とある。而して農業經營費の算式に依れば前記經營費乙の(2)に相當する繰越農産物が計上されてない。以上を綜合して考えると前記經營費乙の(2)繰越農産物は其の全額ではなくして未販賣現物の「減價」と考えられる。即ち現物資本及未販賣現物の増價又は減價とは年度末現在高より年度始現在高を控除してグラスの場合は増價で總收益に計上され、マイナスの場合は減價として經營費に計上されるものである。果してさうだとするとこの點は大正十年以降の調査と異なる所であるから特に附記して置く。

7、農業純生産。農業總收益より農業經營費を控除したものである。

8、農業所得。農業純生産に經營費に計上した家族勞働報酬を加え、更に農業負債があつた場合は其の利子を控除し、小作農の場合は經營費に計上した「地主と假定した場合支拂うべき租税公課」を加え實際支拂つた小作料を控除したものである。

9、家族勞働報酬。農業所得から農業純資産に對する五分の利子相當額を控除したものである。

10、農家所得。農家収入と總財産の増價額(又は減價額)の合計である。

(註) 農家収入の意味が明でない。恐らく家計費に充當された所得の意であらう。農家所得から家計費を控除した残額が純財産

の増減と一致する筈だからである。然しこの場合財産目録作成の際の家具家財の取扱ひ方と之が調査役の家計費に於ける取扱ひ方との關係で必ずしも右の方程式は成立しないが、この點明確でない。

11、家計費、農業經營に準じ算出した。

(二) 集計及製表

調査農家各個の成績に重點を置き其の農業經營の特徴を明にし、之を地方別府縣別に配列し、參考として地方別平均及全國平均を附した。平均は單純算術平均である。採録された農家戸數は大正二年一六〇戸(三九府縣)、大正三年一二七戸(三六府縣)、大正四年八七戸(二四府縣)であつた。

(ホ) 記帳様式及記帳年度

記帳年度は大正二年及四年度の調査は各當該年度の三月一日から翌年二月末日に至る一ケ年で、大正三年度だけは二月一日から翌年一月末日に至る一ケ年である。但し大正四年度の農業用土地面積だけは同年二月一日現在の調査である。斯く調査年度を變更した理由は明でない。

(註) 記帳様式に就ては資料なく之を紹介するを得ない。前記佐藤博士著農家の簿記の様式と餘り相違がなかつたものではあるまいか。之によれば大正十年度調査の様式とは現物帳以外餘り大きな相違はない。

(ヘ) 本調査の特徴

この調査と其の後の調査とを比較すると種々の特徴を見ることが出来る。然し其の主なるものは純生産の調査である。

農家經濟を所得部門と家計部門に分ち、其の維持存続の状況を調査し、然る後に主要所得部門たる農業經營を抽出して、獨立の計算單位として、其の再生産状況を調査する方法は本調査以後の調査においても踏襲する所であるが、

農業經營の結果の調査において本調査は純収益及家族労働報酬の二方面から觀察するに反し、其の後の調査は家族労働報酬の調査に止まり純生産の調査を行わない。自家労働を以て營まれる小産經營は資本又は自家労働の二方面から觀察することが出来る。純生産の調査は前者であり、家族労働報酬は後者である。家族労働報酬は各調査農家が與えられた生産條件の下において自己資本に平均利子を支拂つた場合の自家労働の經濟的效果の調査であり、純生産は産業としての農業資本の收利力の調査である。従つて純生産の調査においては各農家の與えられた生産條件は一應無視され、負債を持たない、完全な自作農として、自家労働に對しても勞賃を支拂うものとして計算している。農業資産に借入小作地其他借入固定財産を含めたのは之が爲である。而して調査農家の選定に當り自小作關係が餘り重視されなかつたのは家族労働報酬よりも純生産、農家よりも農業、の調査に重きを置いた結果と思われる。

二、大正十年—大正十二年の調査（第一期）

一府二十縣の農會をして調査せしめ、その報告に基き本省自ら集計に當つたものである。

帝國農會調査は經費の都合上三五年で中止したが、前述の如く調査戸數を減する傾向があり、事實上繼續することが不可能であつたことも其の原因であつたろう。又第一次大戰による好景氣も幾分この種の調査に對する關心を減少されたことにも因るであらう。然るに戰後の反動景氣は農民を不安ならしめ、同時に思想界の動搖は農村にも波及し、兩々相俟つて活潑な農民運動を展開せしめ、之が小作争議として世人の注目する所となつた。斯くて大正九年本省に小作制度調査會が設置され、同會の要求に依つて本調査が實施されたと云われる。すなわち小作争議は多く小作料の減額を直接の動機として發生したが、之は單に地主小作人間の分配問題の外に農業の生産性の問題をも含む問題

であるので、同會は小作制度の調査を開始するに當り、先づ農業生産の擔當者である農家の經濟の現状を知るべき資料の提出を要求したのである。従つて其の調査目的は前回と大なる相違はなく、調査方法も大體之を踏襲することにしたのであるが、小作制度調査會の要求もあり、又前回の調査の經驗から「農家の記帳能力、決算の困難等の爲この調査に餘り多くの期待が持てないことが明となつたので、農業よりも農家に調査の重點を置いて其の方法を立案した」と聽つてゐる。

(4) 調査、機構

農政課が企劃立案及集計に當り、府縣農會が農家の選定、記帳指導及調査事項の取纏決算をした。之の爲に農會に専任職員を設置した。すなわち前回の調査の經驗により中央において決算集計を行うことの困難であることが判つたので、大正十二年農會法改正を機として増額された補助金の一部を以て地方機關を充實したのである。

(註) 専任職員養成の爲長期講習會(六ヶ月の豫定の所關東震災の爲五ヶ月で中止)を開いた。受講資格は原則として農業専門學校卒業者又は同等以上の學識を有する者とされた。以來毎年講習會を開設、専任職員たる資格としてゐる。

(ロ) 調査地域及調査農家

地域は左の一府二十縣である。

東北地方 秋田、岩手、福島

關東地方 神奈川、茨城、栃木

中部地方 長野、岐阜、静岡

北陸地方 新潟、福井

近畿地方Ⅱ三重、京都、兵庫

中國地方Ⅱ島根、山口

四國地方Ⅱ徳島、愛媛

九州地方Ⅱ福岡、長崎、宮崎

調査農家は所謂普通農家で自作農、自小作農及小作農の三種とし、各三戸計九戸を、左の地帯に其の府縣の事情に應じ適宜一ヶ村を選定し之に配置した。

荻藪を營まざる田を主とする地方

荻藪を營む田を主とする地方

荻藪を營まざる畑を主とする地方

荻藪を營む畑を主とする地方

荻藪を營まざる田畑相半する地方

荻藪を營む田畑相半する地方

山附地方

都會附近

(ハ) 調査事項

調査事項は左の通りて大體帝國農會の調査と同じであるから、主として計算方法の異なる點を述べる。

1、農業用土地面積。

2、農業資本及農業純財産

3、農業總收益。算定方法は帝國農會調査と大體同じであるが現物資本の取扱ひ方において多少異なる如くである。帝國農會調査における算式の(V)年度始現在に對する年度末現在現物の増價額は増價の場合だけ計上し、減價の場合は經營費に計上するものと思われれることは前述の通である。今回の調査では増減共に收益に計上し經營費には計上しない。何れの方法が正しいかは簡單に決定出来ない。一定期間において回收された資本額が總收益であり、經營費は之に對應する前拂資本であるから年度始現在の農産現物を總て前拂資本として經營費に計上し、それによつて得た收益(年度末現在の農産現物を含む)全部を總收益に計上するのが最も正しいであろう。實際、繰越購入品は全部經營費に加えているのに生産物に付てのみ之を行わないのは不可解である。然し物自體の生産からすれば年度始現在の現物は前年度の生産であるから之を經營費に計上せず總收益から控除する方法も考えられる。この方法がこの調査の方法である。又この場合年度始と年度末とを比較して増があれば收益とし、減があれば明に年度始現物の使用であるから之を經營費に計上するのみの一つの便法である。之が帝國農會調査の方法である。何れが正しいかは讀者に委せることにして唯各として出てくる金額に相違のあることだけを注意して置く。

(註) 右二方法の何れに依る場合を問わず、農業經營費(自家勞賃を含む)に資本利子を加えたものを生産費と一般に云われる。之は概念としては正しいが、農業の場合其の年の收穫物に對應するものでないことだけは注意しなければならぬ。會計年度即ち記載年度と作物生育期間とは必ずしも一致しないからである。例えば秋蒔麥があるとすれば、其の年の收益は其の年に收穫した麥と年度末の立毛の合計から年度始立毛を控除したものであり、之に對する經營費は收穫麥の生産費の一部と年度末立毛の生産費の合計であるから收穫した麥の數量に對する生産費ではない。

4、農業經營費。算式は前同と大體同じであるが意味が全然異なる。即ち之は調査農家の具體的な、假定を置かない

經營費であつて負債ある場合は其の利子を、小作農の場合は小作料を含み又自家勞働に對する報酬を含まない。

(註) 之は經營費の一般概念からすれば不備である。次の農業所得算出の爲の農家の農業經營費の意味である。

5. 農業所得。農業總收益から農業經營費を控除したもので、農業純財産に對するも利子と自家勞働報酬との合計に該當すること帝國農會調査と同じである。

6. 農家の總純財産。

7. 農家の總收益。算定方法は農業收益に準ずる。

この場合農業生産物で兼業に仕向けられたもの又其の逆の場合中間生産物として計上されない。この點其の後の調査と異なる。

8. 農家の經營。農家の總經營費から家計費を控除したもので次の方法で計算した。

(甲) 農家の總支出

1 現金支拂總高

2 現物支拂高

(イ) 家事仕向額、排出小作料、固定財産仕向額等農業總收益算出に準ず。

(ロ) 繰越購入品

3. 固定資産減價銷却額

4. 未拂金(未拂現物を含む)

(乙) 家計費及當該年度の經營に非ざる額

1. 家計費

2. 當該年度の経費に非ざる額

(イ) 固定財産支出額 (現金及現物)

(ロ) 購入現物の渡高及轉賣高

(ハ) 貯金、預金、借入金返済等單なる振替支出

(甲) (乙) = 農家の経費

9. 農家の所得。農家の總収益から農家の経費を控除したもので計算方法は異なるが意味は帝國農會調査に同じ。

10. 家計費

(二) 集計及製表

収入支出共に其の内容を明にする爲相當詳細に内譯を附し、更に主なる事項に就ては現金及現物の割合をも明にして自小作別の平均と總平均とを算出した。平均は算術平均である。平均に採録した戸數次の通り。

大正十年、一〇〇戸 (自作三二戸、自小作三三戸、小作三五戸)

同十一年、一〇〇戸 (自作三一戸、自小作三三戸、小作三六戸)

同十二年、一三〇戸 (自作四二戸、自小作四二戸、小作四六戸)

(註) 調査戸數一八九戸に比し採録戸數の少なきは指導不充分の爲記載不備に因るものである。尙大正十一年の成數は翌年の長期講習會の實習に用いたもので時恰も震災に遇つたが、受講者各自持参して遊離した爲残つたものである。省員全員救護事務に多忙を極めた時調査係だけは駒場の農學部の一室を借受け集計に當つた。當時はこれ程この調査が重視されたものである。

(ホ) 記帳様式及記帳年度

帳簿は農家全體を對象とした單式簿記で、財産臺帳、現金出納帳、現物受拂帳、勞働日誌及覺帳から成り、之に農家所在村及部落の概況を調査する爲「概況」と稱する部分を添附したものであつた。農家は單に記帳すれば足り、地方農會が年度の終りに之を回収し決算するのである。

1. 農業兼業及家事の範圍の定め方

形式は一個の家計簿であるが所得と家計費を對立せしめ、更に所得を分析して農業所得を調査するには記帳内容がこのように區分されたものでなければならぬ。然し、もつと一個の經濟であるから之を分割するには假定を必要とするので、農業、家事及其他の三部に分つこととし、其の方法を次の如く約束した。

(1) 農業の範圍。土地を利用して行う動植物の生産及之に伴う加工の業で、生産の準備から産物が商品となる迄を其の範圍とする。農業に充用する財産は農業財産、農業に關する勞働は農業勞働である。但し獨立の事業と認められる造林、原料の大部分を市場から求める加工業は農業から除外し、農業財産を一時農業以外に利用することあるも之を農業と看做す。

(2) 家事の範圍。農家が生活維持又は享樂の爲にする所謂消費行爲及之に必要な財産である。

(3) 其他の範圍。農業以外の兼業が之に當る。

然し右の約束は飽くまで原則であつて自給自足的經濟を多分に營む農家の實態はそれ程簡單なものではない。例えば専ら家計に供される蔬菜栽培は農業なりや家事なりや、假りに農業とした場合其の加工は如何、又農業財産の一時の利用が農業なりや兼業なりや等の如き問題が常に起る。之等の問題は具體的に農家の實情に應じ調査の目的、計算

の便否等を考慮の上可然判断して其の所屬を決定するより外に方法がない。帝農調査では之を中央において統一的に處理したのであるが、農家の實情を直接知ることなく單に記帳から判断することは容易なことではない。それで本調査では地方において右の原則に照し之を定め、中央においては集計に際し更に之を検討することとした。

2、記帳年度

三月一日より翌年二月末日に終る一ケ年である。

3、記入方法

(1) 財産臺帳。年度始及年度末現在の一切の財産を種類別に記入し、其の増減を明にするものである。甲、農業財産、乙、農業以外の財産、丙、借入資本に分れ、甲及乙は各資産及負債の二部に分れる。丙は借入の固定財産のみを記入する。農業財産の記入は左に依る。

土地。土地其のもので立木、立毛を含まない。永久的土地改良は之を土地の一部と看做す。價額は原則として買價(素地を購入して開墾した場合は素地價額と開墾費との合計)、買價不明の場合は類地の賣買價格により推定するか、収益價による。一度記入した價額は天變地變又は經濟界に著しい變動のない限り變更しない。斯る原因で變更した價額の増減に基く損益は農業の損益と見ない。このことは土地に限らず他の固定財産に付ても同じである。

土地改良。土地改良の爲にする設備で其の効果の一時的のものである。價格は時價を記入する。時價は左に依り算出する。

$$\text{時價} = \frac{\text{築造費}}{\text{全維持年數}} \times \text{將來の維持年數}$$

築造費不明の場合は評價當時新に築造するものと假定した場合の築造費を見積り右の計算をなす。かくして毎年一ケ年の減価銷却額を減し、翌年度の價額とする。減価額は年度始價額を將來の維持年數で除して算出する。この場合廢棄價額ある場合は之を年度始價額より控除して右の計算を爲す。單純な直線減價法である。大修繕により時價に變動が起きた場合の外右の評價額を變更しない。

建物及農具。買價又は建築（製造）價を基礎とし、土地改良に準じて評價する。

植物。草本性のものは費用價、果樹は育成原價、育成原價不明の場合は収益價に依る。老衰期に達した場合は建物に準じ減價計算を行う。林木は複利法に依り又は木材の市價より木材として賣却する迄の費用を控除して推定する。右以外の植物は其の性質により右の何れかに準じて評價する。

動物。費用價を原則とするが、不明の場合は市價に依る。

現物。購入品は買價、自家生産物中未販賣（及之に準ずるもの）は市價、中間生産物は原則として費用價、之が不明の場合は市價、處分價、代用價等其の性質に依り適當に推定する。

貨幣及之に準ずるもの。通貨小切手の如く價額の明なものは之に依る。債権は回收の確否により適當に推定する。但し頼母子講は掛金の累計を以て其の價額とした（回收の確否に依り適當に減價すること勿論である）。

農業以外の財産又は借入資本も右に準じて評價記入する。

(2) 現金出納帳。日附、摘要、農事家事其他別、科目、收入、支出及殘高の六欄より成る。摘要には取引の詳細を、科目には調査事項の細分された内容すなわち農業収入は田作、畑作、山林、養蠶、畜産、加工及其他と、農業以外の収入は財産利用、俸給勞銀、其他と、農業支出では土地、建物、土地改良、農具、種苗、飼料、肥料、光

熱、勞賃、負債利子、小作料、賃借料、其他と、家事支出ては住居、飲食、被服、光熱、什器、修葺、交際、嗜好、娛樂、保健衛生、冠婚葬祭、其他と記入する。租税公課は各部に關係するから租税公課と其のままの文字を記入する。

(註) 租税公課は課税客體に依つて決算の際其の所屬を定める。

(3) 現物受拂帳。日附、摘要及數量欄から成り、數量欄は更に受拂の二欄に分れる。一切の現物を記帳するのではなくて、現金取引に準ずる現物取引すなわち他の經濟との取引及農家經濟を農業、家事、其他に分けた場合其の間における内部取引を記入する。この點帝國農會調査と異なるように思う。帝國農會調査では一切の現物を種類別に口座を設け受拂及殘高を記入する形式であつたらしい。記入洩の發見、生産費計算にはこれが良い。

價額は取引發生當時の時價に依り農業會において決算の際に之を評價する。

(4) 覺帳。日附と摘要の二欄より成り、本來は信用取引を記入し現金、現物の二帳で記入出来ない取引を明にするものであるが、一時覺は何ても記入せしめた。

(5) 作業日誌。主たる目的は家族及役番の勞働日數を調査するにあるが併せて雇人の勞働及支給食費の計算に必要な事項を記入するもので、日附、行事、作業時間及備考欄より成る。作業時間欄は各従業者別に記入し得るよう數欄に分れる。行事には農事、家事、其他の別を記入する。

(註) 記帳様式及決算方法の立案者に付ては帝國農會報第三十卷第三號農家經濟調査二十週年記念座談會參照。

三、大正十二年—昭和五年の調査(第二期)

大正十二年地方農會に調査專任職員を設置したことは前述の通であるか、之は農業經營改善指導の專任職員で、こ

の職員が併せて調査を擔當するものであつた。之は農會補助金増額の條件であつたのである。又當時の産業合理化運動に刺激され、唯漫然とはあるが、農業經營の改善とか共同經營の必要を叫ぶものがあつた。斯る事情を反影して、經營改善指導に必要な資料を得る爲、農業經營の内部に關する詳細な調査を實施したい希望が帝國農會にあつたので、帝國農會及地方農會に之を實施させることとなつたのである。然し經濟調査と經營調査とは各獨立のものではなかつた。經營調査と關連し、經濟調査に新たな目的が加わり、調査方法に根本的とも云うべき變更が加えられたのがこの第二期調査である。

(註) 農會補助金増額の苦心と農會法改正との關係、經營調査實施の経緯に就いては前記帝國農會報第三十卷第三號參照。

(イ) 新目的と調査戸數の増加及質の變化

農業經營改善指導調査(以下經營調査と略稱)は企業に對し全責任を有する農家自身に改善設計を樹立實行せしめ、之を調査して經營合理化の方向を發見しようとするもので、其の判斷の基準として經濟調査を之に充てることになつた。之が經濟調査に加えられた新目的である。以來經濟調査は現狀調査とも云われる。

經營調査の農家の種類及配置は次の通りで、之と比較の目的を以て従來經濟調査を施行しなかつた府縣に二戸の現狀調査農家を設置(但し沖繩縣は昭和四年以降、島根縣は二戸に減少)し之を經濟調査に加えることにした。

大經營。耕作面積十町歩以上のもの、九戸。全國九地區に各一戸配置。

共同經營。耕作面積十町歩以上で主要作物を共同計算の下に經營するもの、九個。配置は右に同じ。

部分的共同經營。耕作面積十町以上に亘り共同作業を行うもの、四六個。各府縣一個配置

中經營。耕作面積二町以上のもの、四六戸。各府縣に一戸配置。

小經營。耕作面積二町歩以下のもの、九二戸。各府縣二戸配置。

右の如き經營調査の農家の規模から、現狀調査農家の選定標準は自ら従來の經濟調査のそれとは異なるものとなり、大規模農家が選定された。従來も經濟調査農家は記帳の關係から大規模のものが選定され勝であつたが、この時以來農家の變更が起る度に大規模の農家が選定されるようになった。

(ロ) 記帳様式並に計算方法の變更

1. 記帳様式の變更。

經營改善指導の方法は農家をして一定様式の改善設計書を提出せしめ、之を帝國農會に設置された農業經營改善審査會において審査し、優良と認められるものを實行せしめ、かたわら之を調査するものである。だから其の記帳は經營内容の詳細な分析を目的とするものであつた。かくて經營内部の各作物（家畜及加工を含む）の收支計算の可能な生産費簿記が採用された。生産費簿記は各作物を獨立の企業と看做するのであるから、其の間の取引すなわち流通過程に現れない中間生産物も亦記帳の對象となる。經濟調査は比較の基準となる現狀調査であるから之に應じて其の記帳が變更されたのである。

(ハ) 經濟調査は農業經營を一個の計算單位として調査するのであるから、中間生産物は財産還帳以外は記帳の對象とならなかつたのである。之を記帳することは根本的變更である。帳簿の形式そのものには變更はなくとも其の記帳内容に大なる變化が起る。即従來は現金帳が主要簿であつたが、この調査では現物受拂帳が主要簿となり、其の作物別口座が計算の基礎となる。現金出納帳及日誌も現物帳の口座に應じて記帳内容を詳細にする必要がある。之は著しい記帳負擔の増加である。都府調査農家はこの外に營業及家計の部分だけ經營調査農家より記帳負擔が多い。記帳能力と云ふよりは、寧ろ時間に餘裕ある大農家の選定される所以である。

2、記帳年度の變更。

二月一日より翌年一月末迄の一ケ年とした。従来より一ケ月繰上げたのである。記帳年度の決定は記帳、決算の最も便利な時期、すなわち要評價物件の最少なること、耕地其の他生産手段の移動の最少なること、及決済すべき信用取引残高の最も少ないこと等を條件として決定されるのであるが、この變更は單に農業上からだけ考えて三月一日よりも二月一日の方が評價物件が少ないとして決定された。然しそれは根據ある資料によつたわけではなかつた。

3、調査事項の内容の變更。

(1) 農業資本中の現金及準現金認定方法

農業資本を正確に定める爲從來の見込を廢し一定の方法を定めた。その方法は農業収入及支出のあつた場合その都度その差を求め、収入の大なる場合はプラス、支出の大なる場合はマイナスとし之を累計し、其の和が最大の負數となつた場合其の絶対値を以て農業資本部分とするのである。例えば次の如き場合

収 入 (圓)	5	20	50	5	100					
支 出 (圓)	3	4	2	10	20	30	50	10		
	2	-2	-4	16	6	36	11	-39	61	51

すなわち三九圓を以て農業資本とする。

(註) これは餘り實行されなかつたやうである。少くとも經濟調査では殆ど實行されなかつた。非常な手數である許りでなく、之だけ年度始に現金を消費すれば還轉資金に事缺かぬことは事實だが、經濟調査の始く具體的に農家を調査する場合必ずしも其の農家の資産とは云えぬ。即減價損却金の積立がこの金額を越える場合もあるうし、又これだけの金額を殘合せない農家もある。手持金額より少額の場合は問題はないが之を超過する場合如何にするかについては別に約束がなかつたので、自然從來

の見込で区分することゝなつた。

(2) 農業總収益の計算方法の變更

所謂中間生産物を含む。従つてそれだけ從來のものより多額となること云うまでもない。この外計算方法に根本的差異がある。

從來収益の計算は生産行程の終り、すなわち生産物が交換過程に現われた時之を捉えて行つたのであるが、之を作物別に行うことは非常な手数を要する許でなく、農業經營以外の記帳を缺く經營調査ではこの方法は採用出来ない。工業生産の如く一工場の生産物の種類も少く、其の生産が季節に左右されることなく、毎日原料を投下し毎日製品を回収する場合ならば任意の期間の収入と支出とを對立せしめても原料と製品とのズレは殆んどなく、右の計算も容易に行われ得るのであるが、農業では作物は季節に左右され任意に其の生育期間を變更し得ないから、其の生育期間と記帳年度との間に矛盾が起るのが常である。例えば本年の米の販賣収入の中には前年の米が含まれ、又本年の米の全部が含まれない場合がある。然るに其の米に對する支出は本年の米に對するものであつて前年のものに對するものは殆んど含まれない。だから収入の中から前年の米を差引き本年産米の残高を加える必要がある。この外若し又小作米の収入でもあれば自家生産米と混合して處分されるのが常であるからこの修正も必要である。従つて作物別に從來の方法で計算するとすれば農家經濟全體に付て記帳する必要がある。斯る關係から收穫高から計算する方法をとつた。然し收穫は生産行程における一段階であつて其の終了を意味しない。従て其の價格が不明の場合がある。斯る場合は一ヶ年の平均價格で評價する方法をとつた。平均は單純な算術平均である。經濟調査は比較的意味を持つ。従て經營調査と同時に其の結果を得ることが望ましい。兼業及家計に關する部分だけ負擔の多い經濟調査が經營調査以上に手數

をかけることが許されない。斯くて經濟調査も右の方法をとることとなつた。

(3) 農業經營費の計算の變更

従來の經營費に中間生産物加わるだけである。總収益は收穫高から計算したから耕種養畜等經營組織別に内譯を附したが、經營費では手數の關係から之を行わず、従來通り費用の種類(例えば肥料、飼料費等)を其の内譯とした。

(註) 經營調査では純生産(純益と稱した)と所得とを計算したから二つの經營費を算出した。純生産を計算する爲のものを單に農業經營費、所得計算の爲のものを農家の農業經營費と稱した。作物別收支は主なるものだけについてのみ計算したやうに記帳する。

4. 農業以外の所得の計算。

従來農業以外の所得は獨立に之を計算しなかつたが、農業總収益を農家經濟全體との關連から切り離して計算する方法をとつたので、當然農業以外の所得も獨立に計算する必要があるが生じた。農家經濟をかくの如く多數の經濟の集合と見ることは、金額其のものに變化はないとしても、方法としては大きな變化である。

(註) 従來農家の總収益計算は農家全體を一個の計算單位としたから、農業と農業以外の所得部門との間の内部取引は中間生産物として農家の總収益及農家の經營に計上されない。今度の計算に依れば各獨立に計算して合計したものを農家の總収益及經營とするのであるからこの中間生産物を含みそれだけ従來のものより多額となる。所得には變りはない。農業所得計算の方法の相違に依つて起る變化を別にすれば。

5. 家計費。

従來と自給物の評價が異なる。すなわち農産物は年平均價額で評價するから家計費においてもこの方法をとつた。然し農業總収益に計上された現物と家計に仕向けられた現物と必ずしも一致しない。之には前年産農産物も含まれる。

からである。だから評価方法だけ一致せしめても従來の如く兩者の間に關連がない。

(ハ) この調査の缺點

農家の記帳負擔が増加した爲記帳不備のものも多數出たこと、又地方職員の負擔も過重で成績報告が次第に遅延するに至つたことは、後にこの調査を改正せざるを得なかつた直接の原因であつたが、斯る表面上の缺陷の外に調査方法として致命的とも云うべき缺點があつた。それは農業總収益の計算方法から來るのであるが、収益を作物の收穫高から計算する關係上、前年度より繰越された生産物が處分された場合の損益は全く無視され、又家計費の自給物と収益との連關を缺き収入と支出が無關係に計算されるから、斯る計算による農家經濟の餘剩又は不足は單に計算上のものであつて實際と一致しない。端的に云えば實際の販賣収入と家事仕向等から計算した収入と、收穫高から計算した収入との間に差が出ることに、この差が單なる計算上のものであることである。

四、昭和六年—昭和十六年の調査（第三期）

一口に云えばこの調査は第一期調査への復歸である。第二期調査は記帳決算共に複雑を極め、地方よりの成績の提出次第に遅延し、昭和四、五年頃農村の不況其の極に達し、之が対策の資料として本調査に對する期待の大なるものがあつたに不拘、數年前の成績さえ發表し得ない事情にあつたこと、調査農家か次第に大規模となり標本調査としての價值を減じたこと、其の他前述の如き缺點があつたので之を改正することとなつたのである。

(註) 昭和四年以降已むを得ず現金收支表を毎月速報せしめ、不況の農家經濟に及ぼした影響を知る資料として一時を彌縫した。この頃より地方職員の間にも経営調査の利用價值、経営改善指導の效果、生産費調査の方法等につき疑問を持つ者が現わ

れ、少くとも經濟調査を經營調査から分離すべしとする意見が有力になりつゝあつた。經營調査と經濟調査とは條件が異なる。之を比較しても意味のないことは實地前から明なことであつた。それを何故に斯る變更を敢てして無理に比較することにしたのかその理由は未だに判らぬ。之に依つて得たものは帝國農會の米の生産費調査農家の増加だけであつた。

(4) 調査農家選定標準の成文化と戸數増加

二戸調査の道府縣に各四戸を増加し計六戸を調査することとした。

調査農家は所在町村における平均耕作面積の十五割以内を耕作するものとし、其の八割未満のものを第二種、他を第一種とし、自作、自小作及小作各一戸計三戸を一組とし、少くとも内一戸は第二種農家とし之を原則として同一村に選定すること。自作は耕作面積の九割以上自己の所有地なること、小作は同九割以上が借入地なること、自小作は耕作面積の所有借入の割合が四對六の關係にあるものなること。貸付地は何れも一割以内なること等が其の重なる條件であつた。其の他家族員數が四、五人程度なること、農業収入が全収入中大部分を占むるものなること、記帳計算を複雑ならしめるような事情のないものであること等が定められた。

(註) 農家選定標準では平均耕作面積の十五割以上の農家を第三種として將來戸數増加の弊之を調査する豫定であつたが實現しなかつた。

(ロ) 記帳様式及計算方法の變更

1. 記帳年度の變更

記帳年度は再び三月一日から翌年二月末日迄と改められた。記帳年度決定の原則は第二期調査の項において述べたが、二月一日を年度始とすることは却てこの原則に反することが明となつた。年度始を二月一日としたのは三月に入れば九州地方では既に播種される作物もあるだろうとの想像からであつたが、それは少くして逆に二月に收穫されるも

のがあり三月の方が却つて圃場に作物が少ないことが明となつた。又この外に經濟調査としての不便があることが明となつた。それは農家には當時未だ陰曆に依り盆暮二箇の掛取引清算の慣習があり、二月一日を年度始とするときは、稀にてはあるが、未だ舊正月前で掛取引が未決済のまま残る年があることである。斯る理由から變更されたのである。

(註) 約十年に一度舊正月が二月にくるようになり記憶している。

2、記帳様式の變更

調査成績報告遅延の原因は記帳決算の複雑なことにあるが、又年度が終つてから一時に之を決算することにも大きな原因があつたのでこの努力を年内平均に分配する爲記帳を日報式とした。すなわち毎日記帳事實の發生しない財産豪帳及覺帳は之を一纏にし、毎日記帳事實の發生するものと認められる現金出納帳、現物受拂帳及労働日誌を一表に纏めて之を一日一枚の日報式とし、農家は十日毎に之を道府縣農會に報告し、農會は其の都度之を科目別分類整理表に整理し置くのである。各帳簿の形式は第一期調査の形式と同一で、唯之を一表に纏めただけのものであるが、金銭物品の受拂と労働とは概ね互に關係があるから、決算努力分配の外に農家の記入洩發見に大なる便利がある。

科目別整理表とは農會が決算を行う爲、取引及労働を分類記入する帳簿で従來別にその様式を定めなかつた。十日毎に整理することになれば堅牢な一定様式を作製して置けば取扱にも保存するにも便利である。又この調査は調査戸數や、選定された農家の性質から見て、其の平均よりも各個農家の結果に多くの資料價值が認められる。然し單に調査事項だけを報告させたのでは結果の分析の資料に缺く所がある。と云つて多數の調査事項を報告せしめることは人的關係上許されない。又資料の融通性が無くなる。それで調査事項は従來通りとし、之が計算に使用した整理表を報

告せしめ保存するならば隨時之を利用し得て便利である。この理由から科目別整理表様式を定めたのである。その様式は現金現物科目別整理表と労働整理表と二種あるが、前者は現金及現物の二欄より成り各欄を日附、摘要、數量金額に分けたもので、後者は大體労働日誌と同じとして十日間の合計を記入する。現金現物科目別整理表の記入方法は調査事項を口座とし、各口座毎に所定の科目に分類記入するのである。科目の分類は第一期調査の現金出納帳と大なる相違はない。

3、調査事項及其の計算方法

調査事項は全く第一期調査と同じである。其の計算方法も流通過程から之を捉えること、從て中間生産物を計上しないことも同じであるが唯農家所得の計算が異なる。すなわち第一期調査では農家所得計算の爲の農家總收益及經費は農家全體を一個の計算單位として計算したのであるが、この調査では第二期調査と同じく、農業以外の所得部門を一個の獨立の計算單位として其の總收益及經費を計算し、之を農業部門のそれに加算して農家總收益及經費としたのである。だから所得に變りはないが、農業と農業以外の所得部門の間に起る取引が計上され農家の總收益及經費はこの取引額だけ第一期調査のそれより多額となる。然し實際は斯る取引は特殊な農家以外は殆どない。

(註) 農業經營に關する調査事項の計算が第一期調査と同じであること前述の通だが、其の報告形式が多少異なり耕種農畜等毎に經營組織別に計算したやうに見える。然しこの計算方法では組織部門は何等意味がないこと勿論である。それに表わされた米、麥等生産物そのものが意味あるに過ぎない。之は經營を更に分析したいと云う希望の名残りである。これと同じ理由で農業以外の所得部門の獨立計算も其のまま残つたものである。然し農業以外の所得部門として一括したのでは意味を爲さぬ。この部門は各種の收入から成るのであるから之を分析して始めて意味がある。然しこれは農家に依つて收入の種類を異にし簡單には出來ぬ。斯る關係から科目別整理表を設けたのである。又農業經營の分析に缺くことがあるので報告事項に主なる自給現物調、主なる作物の收穫高調の二項目を追加したのであるが不完全な爲利用されなかつた。

4. 調査注意事項の編纂

農家の選定、記帳及決算方法等調査上必要な事項に付ては専任職員養成講習會において係官より一應講義するに止まり、一定の公文書がなかつた。當初は斯る調査に經驗なく、一定の方法を確立することは容易でなく、各種の事實に遭遇して互に論議し合つて之を處理すると云う状態であつた。從て擔當者が變れば多少調査方法にも變更が起るのも已むを得なかつた。然し相當經驗も積み、各種の事例も一通り集まつたので調査方法變更を機とし、一定の規程を定め、之を農家經濟調査注意事項として編纂配布し、調査擔當者の私見に基ずく調査方法の混亂を防ぎ、その統一に努めた。

五、昭和十七年—現在の調査（第四期）

第三期調査を改正するに至つた事情並に調査方法の詳細に就ては他に適當な執筆者があろう。私は第三期調査と異なる點及現狀を述べるに止める。

根本的相違は調査對象を擴大し、從來の所謂普通農家又は代表的農家を各階層の農家に求めたこと及同一農家において（全部の農家においてではないが）經濟調査の外に經營調査（從來と同じではない）を行うことの二點である。第二期調査においても調査農家の選定標準を設けたが、それは平均耕作面積の規模の農家を以て代表農家と看做すと云うことだけであつた。

(4) 調査戸數の増加と選定標準

調査農家は一般調査農家と特殊調査農家に分れ、一般調査農家は特殊經營組織の農家、機械導入農家及狹菴の一般

農家に分れ、特殊調査農家は大規模農家と兼業農家とに分れる。狹義の一般農家以外は特定の縣に限り選定する。

1、一般調査農家の選定及配置

(1) 農家の配置

各都道府縣の代表的農業地帯數ヶ所において各一ヶ村を選定し、之に各種經營規模（耕作面積）及業態（自作別）の農家を其の村の耕作面積別農家割合に應じて所定の農家を集團的に選定する。但し業態別に關してはなるべく同數選定する。又已むを得ざる場合には二ヶ村以上に選定しても良い。

(2) 經營規模

内地では一町以下、一—二町、二—三町、三—四町、四町以上とし、例外と認められる過大及過小經營のものは除くが三町以上を耕作する農家割合少ない縣においても一、二戸之を選定せしめる。

北海道では五町以下、五—十五町、十五—二十町、二十町以上とする。

調査戸數は一縣三十戸内外で其の規模は次の如く豫定された。

一町以下	二九八戸	一—二町	五四〇戸
二—三町	三七〇	三—四町	一五一
四町以上	一〇四	計	一、四〇〇

(3) 業態別

自作、耕作地全部を所有するもの、但し二割迄の借入地を含む場合を認める。第三期調査では借入地の制限は一割であつた。

自小作。第三期調査と同じ。すなわち所有借入の割合四對六の關係にあるもの。

小作。耕作地全部を借入るもの、但し二割迄（第三期調査は一割）の所有を認める。

（註）第三期調査でも全國集計の際はこの標準で取扱つた。調査中に變更があるからである。

(4) 農家の性質

第三期調査と大差なし。唯大規模、小規模兩農家が選定される關係から大なるものに付ては雇人に關する制限を、小規模のものに付ては農業以外の收入に關する制限を除いた。

(5) 特殊經營組織の農家

加作（二二戸）、蚕蠶（二八戸）、果樹（苹果（三戸）、柑橘（二二戸）、葡萄（四戸）、梨（六戸）、茶（五戸）、蔬菜（一五戸）の各專業農家とし之を特定の縣に限り選定する。

(4) 機械導入農家

原動機及動力用農機具を所有し、之を經營に利用す農家（九戸）とし、特定の縣に選定する。

2、特殊調査農家の選定及配置

(1) 大規模農家。内地において十町以上を經營する農家（七戸）、特定の縣に選定する。

(2) 兼業農家。世帯主又は相續人が鑛工業労働に通勤し兼業所得が農業所得より大なる農家（三〇戸）を特定の縣に選定する。

（註）改正當時に於ける調査農家は農業經營調査一五五戸、島家經營調査三四二戸、有畜農業經營調査三六三戸、計八六〇戸であつた。之を一般調査一、四〇〇戸、（内特殊經營及機械導入九三戸）、特殊調査三七戸、に變更したのであるが、戦時中種々

障礙があつた爲か前述の規定は殆ど實行されてゐない、農家は二町以上の規模に集中し戸數も數百戸である。

(ロ) 記帳様式の變更

京大式農家の簿記と稱されるものを採用した。之は調査の爲に考案されたものでなくて農家の簿記として考案されたものである。考案者に依れば經濟調査の從來の簿記は農家以外の者が決算するから他計主義の簿記であるが、この京大式は農家自ら決算を行う自計主義簿記なのださうである。だが遺憾ながら此の形式を全面的に採用してはいない。之は調査の都合によるものであらう。然し方法は大體において採用している。従つて從來の記帳方法と異なる點が多い。それだけ結果にも相違が来る。

1、帳簿の種類及記入方法

この簿記は農家經濟を所得と消費の二大部門に分ち農家所得と家計費を計算し、然る後に必要あらば第二段として農業又は兼業部門を抽出し其の計算を行う仕組と考えられる。農家を一個の經濟と考える點は第一期調査と同じであるが唯この簿記では家計に一切の財産を認めず、家計費は總て所得部門から支給され、其物品は總て消費しつくされるものと看做す。又負債は總て所得部門の負債とし農業其の他の所屬を調査しない。この點從來の調査と異なる點である。

帳簿の種類は家族寮帳、作付寮帳、財産寮帳、現金日記帳、現物日記帳、労働日記帳、動力機械使用日記帳、賃帳、現物整理帳から成り、この内現金は日報、労働及現物は旬報となつてゐる。

(1) 家族寮帳及作付寮帳

從來の概況調査様式の一部に當り、世帯員及農家の經營の主要を記入するものであるが從來のものより詳細に記入

する。従来の經營調査の概況を採用したと見れば大過ない。

(2) 財産臺帳

負債の所屬を定めないうこと、家事部門に財産を認めないことは前述の通であるが、この外動物、植物及農具に大小の區別を設けたこと、現物に中間生産物の分類を設けた點が異なる。大動物は羊豚以上のもの、大植物は桑以上のものである。以上以下の區別の基準は明でない。大農具は價格十圓（當時）以上のものである。

老耄期に達した動物及大農具は減價銷却を爲すを要し、其の増減は必ず記入しなければならぬ。小動物、小植物及小農具は準現物と稱せられ減價計算を行わない。

小農具の價格は新調價の半額とする。

小動物、小農具及中間生産物の増減は原則として記入せず、著しい變化ありと認められる場合に限り記帳する。だから調査當時の價格が常に維持されるわけてある。

斯る區別は租收益従つて又經營費計算の便宜の爲で小動物、小植物、小農具及中間生産物は毎年補充され其の増減變化は殆どないものであり、其の補充費を以て維持費とするも可なりとする假定に基くものである。然し之は農家の經營の實際に依つて決定されることで、大動物でも小動物と同じ取扱いて良い場合もあり小動物でも大動物の取扱いを要する場合もある。それが従來は斯る取扱を一律に定めることを避けた理由なのである。

(註) 従來も農家に依つて又同農家の同種動物でも其の栽培又は飼育方法に依つて右の如き取扱をなすも差支ないと認められる場合は其の方法をとつた。農具に於てもさうであつた。殊し動物の種類で定めたのではなくてあくまで實際に依つたのである。人に依り斯る方法は調査方法の不統一と云う人もあるが、實際の異なる場合用語を統一して見ても方法の統一とはならぬ。斯る取扱を誤なからしめん爲に専任職員の養成が行われたものである。

右に關連して様式に多少異なる所がある。すなわち財産取引に因る「増減額」及「増殖額」の二欄が新に加つたとである。前者は土地建物大農具等の固定財産及大動植物の賣買新設等に因る増減を記入するもの、後者は大動植物の當該年度内における増殖額を記入するものである。然し、之は單式簿記では決算によつて始めて明となるものであり、又それと充分で、差帳としては増減變化の事由を明にすれば足りるのである。従つて従來は備考欄に記入することとなつてゐた。之は京大式の簿記の組織として意義があるが經濟調査の如き計算方法（後述）をとる場合は差帳の必要不可欠の要件ではない。

(3) 現金日記帳

京大式では、現金の受拂と農家と他の經濟と間に起つた現物の取引を記入するものである。斯る現物取引は現金取引に準ずるものであるから擬制取引と稱し現金取引と看做するのである。例えば米を以て小作料を支拂つた場合、米を賣つて其の代金で小作料を支拂つた如く記入するのである。之は調査の趣旨に反するから最初拂出小作料、諸負擔等農業上の取引を、次で總ての現物取引を現物帳に記入せしめることにした。

様式は収入を所得的収入及財産的収入の二欄に、支出を所得的失費、家計費及財産的支出の三欄に分つ多桁式の帳簿である。京大式では現金現物日記帳として之に生産物及取得物の家事仕向の一欄が加わるが、經濟調査ではこれを現物帳に記入することになつてゐる。

所得的収入は農業兼業等に基く利益取引及生産物及取得物（小動植物小農具を含む）の賣却に因る収入、（多くは混合取引である）を記入し、財産的収入は土地、建物、大農具固定財産及大動植物の賣却収入及貯金預金の引出の如き純交換取引を記入する。所得的失費は農業及兼業に基く損失取引及兼業及農業収益を擧げるに必要な肥料、種苗、

原料、材料等の爲の支出て之等は交換取引で取引其のものは必ずしも失費ではないが何れ費用として消費されるのであるから單式簿記では直ちに失費として取扱う。家計費は生活の爲に要した費用で説明を要しない。財産的支出は土地、建物、大農具等の固定財産及大動植物の購入新設の爲の支出及貯金預金の如き純交換取引を記入する欄である。すなわち決算において行ふべき分類を記帳において行ふ方法である。帳簿一切後其の合計を以て直ちに總収益、経費、所得及家計費を計算する爲のものである。自計主義とは斯る點を強調したものであろう。財産分類において動植物及農具に大小の區別を附したのは要するにこの所得的收入又は失袋と財産的收入及支出の分類を簡單ならしめる爲のものである。然しこの關係はそれ程簡單なものではなくて農家の實際に依つて決定されるものであることは前述の通り、經濟調査の如き場合必ずしも適當な方法でない。加之斯くして計算された収益及経費は其の内譯が不明であるから所得の大小を招來した原因を分析するにはこの内譯が必要であり、之が爲には其の目的に従つて取引の細分類が必要となる。經濟調査は後述の如く總収益、経費及家計費の詳細な内譯を調査する許りてなく、所得部門は農業と農業以外に分割計算するのであるから前述の如き記帳をしても之を細分して計算せざるを得ない。否、斯る記帳は始めから必要がないのである。このことは經濟調査に限らず、經濟調査と同様の會計報告を求めんとする農家にとつても同様である。こうなると自計主義も他計主義も區別がなくなり、何故に斯る記帳様式の變更をしなければならなかつたか其の理由が不明となる。

(4) 現物日記帳及労働日記帳

表面が労働日記帳、裏面が現物日記帳である。

(一) 労働日記帳

横書きとし、記入は時間でなく日を単位としたこと、作業別に記入すること、家事労働を記入しないこと、農業労働の成人換算を農家に記入させることが従前と異なる。家事労働の調査を省略したのはこの調査が最初である。

農業労働は之を水稻作、麥作、其他耕種、養蠶、養畜及農種に分ち、農業以外の労働は之を被傭業、共同作業出役、手傳又は奉仕及公共に分けて記入する。

(二) 現物日記帳

横書きとし、拂出欄を外部支拂、家事仕向及農業仕向に細分したこと以外従来と變更はない。記入すべき現物取引の種類も其の記入方法も全く同じである。唯農業と農業以外の所得部門との間の内部取引の記入方法が明瞭でない。家事仕向の外に外部取引を記入するは現金帳において擬制取引を廢した結果であり、農業仕向を記入するは農家所得を農業と農業以外に分けて計算する爲に必要となるのである。所得部門の詳細なる分析計算は京大式簿記では第二段の擴張計算で行うもので、この爲に補助簿を使用する。然るに經濟調査はこのことが第一段の目的である。これは次に述べる現物整理帳（京大式の補助簿の一つ）で計算出来るが甚だ手数を要する。經濟調査の目的からすれば斯る補助簿によるよりもこれが爲の様式を設定した方が便利である。その形式が従來の經濟調査の簿記であり、現在の現物日記帳なのである。唯多桁式となつただけである。これが又京大式農家の簿記と經濟調査の簿記の異なる點で、自計主義でも他計主義でも何てもなくて、如何なる會計報告を求めるかに依つて記帳形式が決定さるべきであることを示すものである。

(5) 現物整理帳

生産購入等入手方法の如何に拘ら方一切の現物を品目別口座を設けて其の受拂及残高を記入するものである。複式

簿記の勘定元帳に當り之を總ての財産に徹底すれば完全な複式簿記となる。唯其の形式が借方貸方の欄を缺くだけである。(貸方借方の記入は複式簿記の本質ではない)

名稱が整理帳であるが前記現物日記帳と何等關係はない。現物日記帳は特定の爲に特定の現物取引を記入する獨立の帳簿である。強いて云えば整理帳から日記帳の現物取引は整理出来る。然しそれでは却て手数を要する。

この帳簿の記帳が完全であれば農家經濟の分析は如何なるものも可能であると云うも過言でないだろう。然し經濟調査の調査事項を取纏めるには不必要である。徒に農家の記帳負擔を増大しているに過ぎない。

(6) 動力機械使用日記帳

今回新に設定されたもので左の事項を作物別に記入するものである。

作業名、原動機の種類、馬力、作業機名、所有關係(私有共有別)、個人作業、共同作業、請負せの別、作業場所、使用月日、運轉時間、作業分量、作業人員及時間(男女別)。この帳簿の記入は機械導入農家として選定された農家に限らない。

(7) 覺帳

掛、振替實質覺帳及一時的金品貸借覺帳の二部に分れ、各取引の發生と其の決済の有無を示す二欄より成る。記入方法は従來の覺帳と變りはないが形式は完備している。

以上の外記帳様式としては科目別整理表があるが従來と殆ど變らない。

(ハ) 調査事項及其の計算方法

財産の分類に準現物及中間生産物を加えたこと。無市價物の價額調査を加えたこと、負債利子は總て之を農業經營

費（所得的失費）に加えたこと、兼業を固定設備を伴う業務に限定したこと、家計費の住居費は住家を所得部門から賃借するものと假定し、其の家賃を計算して住居費とし同時に農業以外の収入としたこと、労働調査が前述の如く細分され家事労働調査を廢したこと及動力機械力使用状況調査が新設されたことが主なる變更で、計算方法其他全く第三期調査と同じである。

(註) 調査事項の計算表（報告カード）を見ると租所得、農家の總収益に當る）として農業及農業以外の収益を一表に纏め、所得的失費（農家の經費に當る）も之に應じて一表で計算してある。この形式を見ると第一期調査の方法と同じように思えるが現物日記帳を見ると農業以外の現物の農業仕向か記入されこれが失費に計上されることになつてゐる。然るに同日日記帳に農産物の兼業仕向の記入欄がない。これは現物整理帳から補足出来るから第三期調査のようでもある。この點曖昧である。

(二) 記帳様式と調査事項との關係

記帳様式と調査事項との關係が密接を缺く、單に調査上から見れば不要の部分が多い。

先づ現金日記帳の所得的収入又は失費、財産的収入又は支出及家計費の分類欄であるが、帳尻の合計を以て單に總収益、之に要した經費及家計費の總額を計算し、所得も亦其の源泉を分析しないならば便利な記帳方法である。然し之等の内容を分析したものを以て調査事項とするならば取引の細分を要し斯る記帳は不要であり、細分すれば自ら斯る分類が行われる。斯る分類は縣農業會において細分する場合多少の便宜はあるとしても農家の記帳負擔を増大せしめること甚しい。

次に現物整理帳であるが、其の記帳の複雑詳細なるにも拘らず、全く調査事項と關係がない。無市價物の調査を新に附加しているがこの程度ならば斯る様式を必要としない。加之無市價物の調査は種類、數量の調査を缺くが故に意味をなさぬ。無市價物は其の名の如く價額其のものに意味のない中間生産物である。

労働日記帳、動力機械使用日記帳は調査事項と一致しているが経営の内部を分析しないこの調査では他の調査事項と関連を缺き、唯斯る調査として獨立の意味を持つに過ぎない。現在の調査事項から見れば寧ろ不要である。若し農業會の生産費調査が經濟調査農家からも行われたとすれば其の便宜はあつたらう。

要するにこの帳簿様式は京大式を採用しながら其の長所を利用しない許りでなく、調査上必要な形式を之に附加して混亂せしめたと見るより外はない。其の結果として次の如き缺陷を曝露している。

1、農業と農業以外の部門別計算を行いながら負債の所屬を定めず、負債利子は總て農業に負擔せしめている。京大式の第一段の計算を目的とする財産分類を其のままにして、しかも京大式から云えば第二段の擴張計算を行うべき調査事項を計算したから負債利子の處分に窮した結果であらう。

2、家計費の住居費の屋賃は所得部門の収入とし、其の計算は維持費、諸税公課及資本利子の合計であるか、經濟調査の一貫する計算方法は所得の計算にあるから見積資本利子の觀念は最初から持つていない。それで家賃の計算は徹底せず、殆ど之を實行せず、隅々實行したものは家主の負擔すべきものと認められる修繕費まで従来通り住居費に計上している。固定財産を家計部門に認めない方針を徹底すれば自轉車の如き共用の財産は總て右の思想を一貫すべきであるが其の指示を缺き其の取扱が不明である。

(註) (一) 農場制をとらぬ我國に於ては建物と農地とは各別個に賣買貸借の目的となる。斯る場合右の如き家賃計算は果して適當であらうか。例えば大家が没落して小作農となつたと假定する。廣大な邸宅を農業財産又は兼業財産とし、其の維持費資本利子等を農業又は兼業に負擔せしめ其の家賃を農業又は兼業の収入とし、農業の收支をそれだけ増加せしめるか或は恰も兼業を行う如く見るか、それとも始めから此の維持費其の他を家計費に計上し、農業又は兼業には之を計上せず、廣大なる邸宅なるが故に家計費の大なることを其のまま示すべきかは考慮の餘地がある。

□ 家計部門に財産を認めないことは企業簿記原理を家計簿記に貫徹して純財産の増減を農家經濟收支の最後の結果たる餘額又は不足と一致せしめんとするにあると思われる。然し之は單にそれだけの理由だとすれば家事財産を認めてもそれと家計費計算とのやり方で一致する方法もとり得るし又一致せしめなくとも其の理由さへ明であれば簿記の自動的自己鑑査は果し得る筈である。單に計算の便宜とあれば又別でそれだけの缺點は免れない。

3、家事財産を認めないから繰越の現物がある場合家計費は實際と符合しない。之は毎年大體同量の繰越があるとの假定から來たものと思われるが、假りに同じだとしても用途の變更があり特に最近では白米の物交があるが、之が記入洩となる。又從來味噌醬油の自家醸造の繰越の差が年に依り甚しい農家が多數あつた。少くとも現在の調査戸數で斯る假定を置くことは正しくない。

4、擬制取引の中止が徹底せず爲に物交が明瞭を缺く。支拂小作料に現物現金の二種があるのに受取小作料に現物を見ないと云うが如き例がそれである。之は簿記指導と經濟調査と同時にやつた爲の混亂と思われる。

5、小動物小植物及中間生産物に著しい變化があつても價額の訂正を行わない。訂正しないことが原則である限り自發的に記帳する農家は更に角依頼に依つて記帳する農家が訂正しないのは當然である。爲に収益と資本との調和を缺くものが多數ある。例えば一羽の雞が數羽分の卵を産むが如きである。最近のインフレはこの不調和を甚しく著しいものにしてゐる。

以上之を要すにこの調査が斯る簿記を採用した所以は從來の經濟調査の外に經營調査を兼ね、又當時問題であつた勞力調整の資料を得、併せて簿記の指導を行ふとしたものと思われる。更に農業會としては生産費調査に利用したい希望もあつたらう。

(註) 農家簿記の指導は經營改善指導事業開始以來調査職員に依つて行われ、經濟更生運動以來急に盛になつた。經營改善の補

助金も減じ農家も亦補助金の対象となるやうな改善事項は見當らず、農家個人を対象とする農業經營改善指導は結局簿記指導以外策のないことを知つた。又記帳を依頼するには簿記の効果を述べて説得する必要もあつたろう。斯くて經濟調査は簿記の指導を兼ねるものであると考える者さへ出て來た。斯る事情がかかる簿記の採用となつたものであろう。然し簿記普及の問題は、農家の經濟や記帳時間の問題を別とすれば、其の形式にあるのではなくて簿記原理の指導にあると思ふ。求める會計報告を如何にして計算するか其の原理を知るならば形式は自ら定まる。簡単に農家經濟の消長を知らんとするならば毎年一定時期に財産目録を作成すれば足り、其の消長の原因を探求する目的ならば收入支出の分析が必要であるが、之にも程度があり、單に所得家計費一本で良ければ京大式の簿記も良し、更に所得、家計費の分析をなし經濟調査程度の報告を求めんとするならば、第一期又は第三期調査の様式で足る。更に擴張して經營の内容を分析するならば生産費簿記を必要とし現在の現物整理報も必要となる。形式を簡單にしても取引の實體は簡單になるものでない。無理に簡單にすれば、多くの假定を要し無理が出る。この無理は結局簿記原理に依らなければ解決出來ない。農家の簿記は農家の目的で記帳さるべきであり、經濟調査とは異なる。偶々兩者の目的が一致した場合でなければ一ヶの形式で二個の目的を達成することはむづかしい。

六、結 言

以上數回に亘る調査方法の變遷を省みて感ずる所は第一に調査當時問題となつた「要求資料と農家の記帳能力とを如何に調和するか」が現在も問題であることである。經濟調査、經營調査及生産費調査は相互關連性がなければ資料價值を減ずる。従つて同一農家から之を得られるならば理想的であるがそれは農家の記帳能力から見て不可能のことである。然し之は同一農家より調査しなくとも農家の選定方法に依つて關連性を持たせることが出来る。現在之等の調査を擔當している農家は如何なる階層の農家を代表しているかさえ研究されていない。今後第一に研究を要する問題はサンプリングの問題であらう。

次に農家の記帳能力と調査に付てであるが、(記帳能力と云うよりは寧ろ記帳時間が問題) 農繁期には多くの農家は記帳困難である。調査は出来るだけ獨立せしめ一個の調査に多數の目的を置くことを避けること、記帳形式は出来るだけ農家に頭を使せることを避け、單に事實の記帳を行わせ、調査職員が之を整理補充決算する方法及調査機構を作ることが必要であろう。

第三に簿記指導と調査は分離すべきことである。農家が如何なる程度の簿記を要求するかを決定せずに一定様式を押し賣りすることは徒に農家の記帳負擔を増し調査を混亂せしめるのみである。

最後に調査戸數と調査機關の問題であるが現在の調査戸數では地方では利用價值が少ないと云う聲を聴く。之は、ザンブリングの問題とも關係するが兎に角現在は此の意見が強い。然し手數は相當かかる。斯る調査を農業會の如き團體に委託することは適當でない。經營改善指導とか簿記指導に趣かざれば擔當職員の地位が危くなる。官廳自ら行う方がよい。官廳において行うにしても獨立の調査機關が出来れば更に結構である。調査は必要に依つて生れ、必要に依つて變更されざるを得ないが、斯る基本的調査はなるべく行政面から左右されないことが望ましいからである。

農業會の解體に依り新に調査機構を整備する必要が起つた。この際過去の行きがかりを捨て、新なる構想の下に再出發することが望ましい。現在の經濟狀態から調査方法(主として記帳方法)及調査事項を改正すべき點も多々あるが之は他日に譲る。(本所研究員)